

○社会福祉法施行取扱規則

平成13年3月30日

規則第41号

改正 平成29年3月31日規則第24号

社会福祉法施行取扱規則を次のように定める。

社会福祉法施行取扱規則

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(第一種社会福祉事業開始の届出の添付書類)

第2条 法第62条第1項の規定による届出の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設置者の履歴書及び財産目録又は資産調書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 建物の平面図
- (5) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書

(第一種社会福祉事業経営許可申請の添付書類)

第3条 法第62条第3項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設置者の履歴書及び財産目録又は資産調書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 建物の平面図
- (5) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書
- (6) 土地、建物その他の設備の使用権原を証する書類

(平29規則24・一部改正)

(社会福祉事業の変更等の届出)

第4条 法第63条第1項、第64条、第68条又は第69条第2項の規定による届出は、社会福祉事業変更(廃止)届(第1号様式)によらなければならない。

2 前項の届出書には、当該変更した事項を証する書類を添付しなければならない。

(第一種社会福祉事業変更許可の申請)

第5条 法第63条第2項の規定による申請は、第一種社会福祉事業変更許可申請書(第2号様式)によらなければならない。

2 前項の申請書には、当該変更した事項を証する書類を添付しなければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業開始届の添付書類)

第6条 法第67条第1項の規定による届出の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款その他の基本約款

(2) 収支予算書

(施設を必要としない第一種社会福祉事業経営許可申請の添付書類)

第7条 法第67条第3項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款その他の基本約款

(2) 収支予算書

(第二種社会福祉事業開始の届出の添付書類)

第8条 法第69条第1項の規定による届出の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款その他の基本約款

(2) 収支予算書

(その他の事項)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平29規則24・旧第10条繰上)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第24号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条第1項関係)

社会福祉事業変更(廃止)届

| | | |
|---|-------|-------|
| 年 月 日 | | |
| (あて先) 横須賀市長 | | |
| 主たる事務所の所在地 | | |
| 届出者 名 称 | | |
| 代表者の氏名 ㊟ | | |
| 変 更 内 容 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | | |
| 変更(廃止)年月日 | | |
| 変更(廃止)の理由 | | |
| 変更(廃止)後の処 置 | | |
| 備 考 | | |

第2号様式(第5条第1項関係)

社会福祉事業変更許可申請書

| | | |
|---|-------|-------|
| 年 月 日 | | |
| (あて先) 横須賀市長 | | |
| 主たる事務所の所在地 | | |
| 申請者 名 称 | | |
| 代表者の氏名 ㊟ | | |
| 変 更 内 容 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | | |
| 変更予定年月日 | | |
| 変更の理由 | | |
| 変更後の処置 | | |
| 備 考 | | |